

令和2年 3月 4日

保護者の皆様

京都市立北総合支援学校
校長 伊丹 由紀

臨時休業期間中の健康管理について

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて先日、新型コロナウイルス感染症対策として、3月5日（木）から春季休業期間前日まで臨時休業期間とすることをお知らせしたところです。

臨時休業期間中、お子様には可能な限り自宅で過ごしていただくことになりますが、感染拡大防止に取り組むという本措置の趣旨を踏まえ、各ご家庭においては、お子様の健康状態の把握や感染症対策の徹底等により、健康と安全の確保にお取り組みいただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、お子様やご家族等が新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者となった場合は、すみやかに学校へご連絡ください。

記

1 健康状態の把握

① 毎日朝晩、お子様の体温を測定するなど、添付の「健康観察票」を活用し、健康観察を行なってください。本票は、必要に応じて提出していただく場合がありますので、大切に保管してください。

また、「特例受入れ」でお子様が登校される際は、持参させてください。先日配布した健康観察票別紙2ではなく、本日持ち帰りの健康観察票（水色の紙）で記入をお願いします。

② 発熱等、風邪の症状があり、受診をされる場合は、事前に医療機関に電話等で相談してください。

③ 以下の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センター（電話 075-222-3421、土・日・祝日を含む24時間対応）に御相談いただくとともに、学校へお知らせください。

○ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上（※）続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）

○ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ 基礎疾患等があるお子様は、上の状態が2日程度続く場合

④ 以下の場合は、すみやかに学校へ連絡してください。

○ お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された

○ お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた

○ ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

（裏面もご覧ください。）

2 感染症対策の徹底

ご家庭においては、引き続き以下の基本的な感染症対策の徹底をお願いいたします。

- 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。
- 手洗いが大切です。帰宅時や調理の前後、食事の前などに、こまめに石鹼で手を洗ったり、アルコール消毒液を使ったりして除菌を心がけてください。
- 咳などの症状がある場合は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにもウイルスが付着し、ドアノブ等を介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、マスクを着用する等、咳エチケットを行なってください。
- 空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下しますので、部屋を乾燥させないように気を付けてください。また、こまめに部屋の換気を行なってください。
- 不要不急の外出は避けてください。やむを得ず外出する場合も、できるだけマスクを着用してください。
- 持病がある方などは、公共交通機関の利用や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

3 臨時休業期間中に登校される場合（特例受入れ、修了式）

※ 特例受入れ：3月 5日～12日（土曜日、日曜日除く）

給食実施／スクールバス運行 13:20下校（6日・12日は給食なし、11:40下校）

※ 修了式：3月13日（在校生授業日・23日より繰り上げて実施）

給食なし／スクールバス運行 11:40下校

以下の事柄にご注意ください。

- ① 発熱や風邪の症状があるなど**体調不良がある場合は、登校を控え、自宅で休養させてください。**
- ② **登校後、発熱等の体調不良が生じた場合は、保護者のお迎えを依頼しますので、学校からの連絡が確実につくようにお願いします。**
- ③ 万一、本校の児童生徒等や教職員に感染者・濃厚接触者が確認された場合は、保護者の方にご連絡のうえ、速やかに帰宅していただきます（必要に応じてお迎えをお願いします）。翌日以降も、感染のおそれがないと確認できるまで、すべての児童生徒等について受け入れを行いませんので、御承知おきください。